

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA社営業所における資格取得日に係る記録を昭和27年1月25日に訂正し、申立期間②については、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を31年6月1日に、資格喪失日に係る記録を32年1月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5,000円、申立期間②の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月25日から28年4月1日まで
② 昭和31年6月1日から32年1月1日まで

新制高校の建築科を昭和24年に卒業し、25年11月に建築技術者としてA社本社に採用され、何度か転勤したが途中で退職することなく34年12月まで継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が現場代理人としてかかわった工事現場の写真、当該工事の施工実績に係る事業主の回答及び複数の元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務（昭和27年1月25日に同社本社から同社営業所に異動、31年6月1日に同社営業所から同社B営業所に異動）していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、申立人が同社の正社員であり、現場代理人として業務形態に変更が無かった旨を証言しているほか、当時、同社において経理等を担当した元同僚は、「給与計算等は各営業所で行っていた。厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。」と証言している。

なお、異動日については、申立人は、「申立期間①の時は、昭和 27 年 1 月初旬に C 営業所へ転勤して、放送局及び郵便局の新築工事を担当した。申立期間②の時は、31 年 6 月初旬に B 営業所へ転勤して、中学校の増築工事を担当した。」と主張しているところ、事業主は、工事経歴書により当該工事の施工実績がある旨を回答しており、申立人の主張を妨げる特段の事情は見当たらないことから、上記の異動日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人と同年代で同様の業務に従事し同様の報酬を受けていたとされる元同僚の社会保険事務所(当時)の記録から、申立期間①は 5,000 円、申立期間②は 1 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係書類が無いので不明としているが、申立期間①については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合は、その後申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は昭和 28 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 27 年 1 月から 28 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 31 年 6 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA農業協同組合における資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月31日から同年12月1日まで
② 昭和26年7月1日から同年10月1日まで

B県立農業技術員養成所を卒業し、昭和21年4月農業技術員としてB県農業会C支部に所属し、D農業会に駐在した。23年に農業会が廃止され、農業協同組合に名称変更された際も引き続き農業技術員として勤務していたが、申立期間①が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、D農業協同組合からA農業協同組合に異動したころの申立期間②も厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出された昭和27年1月26日付け作成の自筆履歴書及び元同僚の証言により、申立人がA農業協同組合に26年7月1日から農業技術員として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間②当時、B県職員で農業改良普及員としてA農業協同組合に駐在していた者は、「前任の農業技術員が急に辞めることになり、組合長から後任者を探すよう頼まれ、申立人を紹介した。申立人は前任者が辞めてすぐ当該事業所に勤務した。」と証言しているところ、当該前任者は昭和26年6月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人は前職の厚生年金保険被保険者資格を同年7月1日に喪失していることから、同日付けで当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが推測され、これを妨げる事情は見当たらない。

さらに、当該事業所に昭和 26 年 6 月に採用された元同僚は、「採用されたと同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は、採用された月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 26 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の後継組合である E 農業協同組合は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、申立人から提出された B 県農業会採用通知書及び昭和 27 年 1 月 26 日付け作成の自筆履歴書により、申立人が B 県農業会 C 支部の厚生年金保険被保険者資格喪失後も D 農業会（23 年 8 月 15 日に D 農業協同組合に組織変更）に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、申立人と同じ日（昭和 23 年 12 月 1 日）に D 農業協同組合で厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚は、「農業会から農業協同組合に移行した当時、多くの職員が辞めて入れ替わったため、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが遅れたのではないか。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該元同僚の夫など複数の者が、23 年 10 月より前から勤務しているにもかかわらず、同年 10 月 25 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の B 県立農業技術員養成所における同級生は、「昭和 21 年 4 月から農業技術員として地元の F 農業会に勤務した。23 年に農業会から農業協同組合に移行したときも引き続き農業技術員として勤務していた。」と証言しているところ、当該同級生のオンライン記録によると、B 県農業会 G 支部で 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、F 農業協同組合で同年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、B 県農業会から町村農業協同組合へ異動する際には申立人と同様に空白期間が生じている。

さらに、D 農業協同組合の後継組合である E 農業協同組合は、関係資料が保管されておらず不明としている上、このほか、申立期間①について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日
平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、100万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

平成17年6月20日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、記録されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成17年6月20日支給の賞与に係る賞与明細一覧表から、申立人は、60万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成10年4月から同年11月までは24万円、同年12月から12年1月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年2月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成10年4月から12年1月までの期間については、標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。しかし、実際の給与は、これより高い金額であり、厚生年金保険料も高い額の標準報酬月額に見合う金額が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成10年4月から同年11月までは24万円、同年12月から12年1月までは15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（12年2月21日）の後の12年2月29日付けで、10年4月にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、当該事業所において取締役の立場であった申立人は、「会社の社会保険事務に直接関与していたものの、最終的な権限は代表者印と社印を管理していた代表取締役が有しており、今回の標準報酬月額をさかのぼって訂正したことについても、代表取締役の判断に従ってやむを得ず同意した。」と証言しているところ、他の元取締役は、「申立人は、社会保険事務に直接関与していたが、社内における最終的な権限を有していたのは代表取締役であった。」と証言している。

さらに、平成7年度から11年度分の滞納処分票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年2月21日）の前には

申立人が社会保険事務所との交渉に当たっていたものの、適用事業所に該当しなくなった日の後には代表取締役が交渉に当たっていたことが確認できることから、申立人は、当該事業所における社会保険事務に係る実質的な権限を有していなかったことが認められる。

加えて、当該滞納処分票により、平成7年から当該事業所において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年4月から同年11月までは24万円、同年12月から12年1月までは15万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 20 日まで
昭和 17 年 2 月 28 日から A 社 B 工場に徴用工員として勤務し、19 年 8 月 1 日に入隊、終戦後に除隊となったが工場にはその後一度も足を運んでいない。
平成 20 年 3 月に、申立期間に係る厚生年金保険については脱退手当金として支給済みとの回答を受け取ったが、脱退手当金を受け取った覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から支給待機期間の 1 年を経過した後の昭和 21 年 10 月 23 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、給付種類、資格期間、支給年月日等の記録があるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなくない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 16 日から 61 年 1 月 6 日まで

昭和 53 年 10 月から平成 2 年 3 月までの間、A社に勤務し食品加工製造、箱詰めなどの業務に就いていた。社会保険事務所（当時）の記録では、途中の申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、勤務していたにもかかわらず記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間内の昭和 60 年 3 月 31 日までA社に勤務していたことが認められる。

しかし、事業主及び当該事業所の社会保険事務を行っていた社会保険労務士は、「申立人については、短時間勤務への変更に伴い、昭和 57 年 7 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続きを行い、その後、60 年 3 月 31 日の退職時に、雇用保険の離職手続きを行った。」と回答しているところ、当該社会保険労務士が保管する被保険者台帳には、上述の日付で、申立人の厚生年金保険被保険者資格及び雇用保険被保険者資格の喪失日が記録されており、当該喪失日は、申立人のオンライン記録及び雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

また、元同僚からは、申立期間当時の当該事業所における申立人の勤務実態について具体的な証言は得られない。

さらに、事業主は、「申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と証言しており、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 627

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から 12 年 10 月 21 日まで

高校卒業後に勤務したA医院では、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。従業員に対してルーズな職場だったので、事業主が給与から保険料を控除しながら社会保険事務所（当時）に保険料を納付していないのではないかと心配であり、真相を明らかにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

源泉徴収票及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間にA医院に在籍していたことが認められる。

しかしながら、当該源泉徴収票によると、申立人の社会保険料控除額は、平成 11 年が 4 万 4,721 円、12 年が 5 万 1,030 円であることが確認できるところ、当該控除額は、当時加入していたB健康保険組合の本人負担分の保険料に雇用保険の保険料を加えた金額とほぼ一致していることが確認できる上、当該源泉徴収票の給与支給総額から推計される申立期間の厚生年金保険料は 12 万円程度となることから、申立人の給与からの厚生年金保険料控除はうかがえない。

また、当時の同僚は、「当該事業所においては、厚生年金保険には加入せず、給与から保険料も控除されていなかった。」と証言している。

さらに、オンライン記録において、申立期間を含む今日まで、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 12 月 1 日まで

昭和 54 年 1 月 1 日から 55 年 11 月 30 日まで、A社B支社C支部に営業社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、オンライン記録では 54 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失したことになっている。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も引き続きA社B支社C支部に勤務していた。」と主張しているものの、当時一緒に勤務した同僚の名前を記憶していない上、同社同支社に当時在籍していた6人の元社員に事情を聴取したが、申立人の勤務実態に係る証言は得られない。

また、同社同支社が保管する申立人の健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者台帳には、申立人が昭和 54 年 8 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが記載されている。

さらに、同社本社健康保険組合は、「申立人は、昭和 54 年 7 月 31 日付けで、外務社員から外務嘱託社員への職務区分の変更があった。申立期間も引き続き勤務しているが、外務嘱託社員は社会保険を外す取扱いになっているので、申立人の被保険者資格については、退社を理由として同年 8 月 1 日付けで喪失させ、以降、給与からの社会保険料の控除は行っていない。」と回答している。

このほか、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 45 年 5 月まで
昭和 42 年 6 月ごろ A 社へ入社して 45 年 5 月まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の妻からの証言及び申立人が申立期間後に勤務した B 社の人事記録を管理する C 社 D 支店から提出された申立人自筆の履歴書から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主の妻からは、申立人の具体的な勤務期間についての証言は得られなかった。

また、A 社の事業主は死去しているため証言を得ることができない上、その子息は、「当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄済みである。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 28 日から 47 年 1 月 4 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日に、A社に入社し、59 年 10 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたが、47 年 1 月 4 日付けで同社B支店から同社C本社に転勤する際に、厚生年金保険の記録では 46 年 12 月 28 日に同社B支店で資格喪失し、47 年 1 月 4 日に同社C本社で資格取得しており、加入期間が 1 か月欠落していることを、ねんきん定期便により知った。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社（現在は、D社）が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格取得確認通知書によると、申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和 46 年 12 月 28 日、同社C本社における資格取得日は 47 年 1 月 4 日とされていることが確認できるところ、同社の人事発令簿により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（47 年 1 月 4 日に同社B支店から同社C本社に異動）していたことが認められる。

しかしながら、D社から提出されたA社B支店の昭和 46 年 12 月分給料台帳において、1 か月分の厚生年金保険料控除が確認できるところ、D社は、「当月分の厚生年金保険料は、翌月の給与から控除する取扱いをしていた。」としていることから、当該控除保険料は 46 年 11 月分であると推認できる上、同時に提出された同社C本社の 47 年 1 月分給料台帳においては、厚生年金保険料控除が確認できないことから、申立人の 46 年 12 月に係る厚生年金保険料は給料から控除されていないと認められる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで

昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 6 月 30 日までの期間、A社B出張所に英文タイピストとして勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司及び複数の元同僚の証言により、申立期間当時、申立人が現地採用の英文タイピストとして、A社B出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B出張所に勤務していた元同僚は、「昭和 35 年ごろ、現地採用者個々の希望により、勤務条件を『どこでも勤務する』と『現場限り』とに区別し、前者は厚生年金保険の被保険者資格をC支店にて取得させたものの、後者は取得させなかった。」と証言しているところ、同社本社から提出された「現場傭（現地採用）調査報告書」によると、同社B出張所において、申立人と同様にタイピストとして勤務していた元同僚については、「現場限り」の勤務条件であるとともに、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことが確認できる。

また、申立人がA社B出張所において給与計算等の事務を担当していたと記憶している元同僚は、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない。

さらに、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間及びその前後において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

加えて、A社は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）

を既に廃棄している上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。